

費用の支払いと負担の軽減

介護保険サービス等を利用した場合、利用者負担は原則として介護保険サービス等にかかった費用の 1 割（一定以上所得者は 2 割または 3 割） です。残りの 9 割（8 割または 7 割）は介護保険からサービス提供事業者を支払われます。また介護保険の対象とならないサービス費用もあります。

ただし、1 か月の利用料が高額になった方や、所得の低い方については、別に負担の軽減措置が設けられています。

●居宅サービスの1 か月の利用限度額

居宅サービスを利用する場合は、1 か月に 1 割、2 割または 3 割負担で利用できるサービスの量（利用限度額）が要介護度別に定められています。限度額を超えてサービスを利用した分は全額利用者の負担になります。※施設サービスには利用限度額はありません。

1 か月あたりの利用限度額（1 割の場合を掲載）

要介護度等	利用限度額 （1 か月）	利用者負担 （1 割）	居宅サービスの利用限度額に含まれない サービス
事業対象者	5,032 単位	5,032 円	・ 居宅療養管理指導 ・ 生活おたすけサービス ・ 福祉用具購入 ・ 住宅改修 ・ 認知症対応型共同生活介護 （グループホーム） ・ 特定施設入居者生活介護
要支援 1	5,032 単位	5,032 円	
要支援 2	10,531 単位	10,531 円	
要介護 1	16,765 単位	16,765 円	
要介護 2	19,705 単位	19,705 円	
要介護 3	27,048 単位	27,048 円	
要介護 4	30,938 単位	30,938 円	
要介護 5	36,217 単位	36,217 円	

※ 1 単位＝10 円です。

●介護保険施設を利用したときの費用

介護保険施設利用の場合は、費用の 1 割、2 割または 3 割負担のほかに、居住費（滞在費）、食費、日常生活費の負担も必要になります。

通所系サービス	サービス費用の 1 割、2 割または 3 割 + 食費 + 日常生活費
ショートステイ	サービス費用の 1 割、2 割または 3 割 + 滞在費 + 食費 + 日常生活費
施設サービス	サービス費用の 1 割、2 割または 3 割 + 居住費 + 食費 + 日常生活費

※ 所得の低い方への負担軽減があります。（次のページ参照）

●所得の低い方への居住費（滞在費）・食費の負担軽減
（負担限度額認定）

ショートステイ・施設サービス利用の方の居住費（滞在費）・食費については基準額が定められていますが、所得の低い方に対しては、所得に応じた利用者負担上限（限度額）が設けられています。上限を超えた分は介護保険から施設に支払われます。

※ 負担軽減を受けるには、市への「介護保険負担限度額認定」の申請が必要です。（毎年度更新）

※ 通所系サービス利用者における食事負担は対象になりません。

負担軽減の対象となるためには、下記の要件を満たしている必要があります。

◎ 世帯全員が住民税非課税であること。

※配偶者（内縁関係含む）については、別世帯であっても住民税非課税であること。

◎ 預貯金等が基準額以下であること。

【基準額】

（単身） 第2段階： 650 万円 第3段階①： 550 万円 第3段階②： 500 万円

（夫婦） 第2段階： 1,650 万円 第3段階①： 1,550 万円 第3段階②： 1,500 万円

※申請の際「本人（または夫婦・内縁者）のすべての通帳類（預金通帳、定期預金、投資信託・有価証券の口座残高）の写し」を提出していただきます。

居住費（滞在費）・食費の利用者負担限度額（日額）

利用者負担段階			居住費（滞在費）						食費	
			ユニット型 個室	ユニット型 個室の多床室	従来型個室（※2）		多床室（※2）		施設 サービス	短期入所 サービス
					老健等	特養等	老健等	特養等		
基準額（※1） 負担限度額対象外の方			2,066円	1,728円	1,728円	1,231円	437円	915円	1,445円	
第1段階	生活保護受給者		880円	550円	550円	380円	0円		300円	
		老齢福祉年金受給者								
第2段階 （※3）	世帯 全員が住 民税非課 税	年金収入額＋ その他の合計所得金額が 80万円以下の方	880円	550円	550円	480円	430円		390円	600円
第3段階-① （※3）		年金収入額＋ その他の合計所得金額が 80万超～120万円の方	1,370円	1,370円	1,370円	880円	430円		650円	1,000円
第3段階-②		年金収入額＋ その他の合計所得金額が 120万円超の方	1,370円	1,370円	1,370円	880円	430円		1,360円	1,300円

※1 住民税課税世帯の場合は、負担軽減の対象外ですが、一定の要件を満たし申請により認められた方は、利用者負担第3段階と同様の「特例減額措置」を受けることができます。詳しくは介護保険課給付担当にお問い合わせください。

※2 老健等…介護老人保健施設、介護医療院、短期入所療養介護
特養等…特別養護老人ホーム、地域密着型特別養護老人ホーム、短期入所生活介護

※3 利用者負担段階「第2段階」及び「第3段階-①」の所得金額の要件中の金額「80万円」は、令和7年8月から、「80.9万円」に変更予定です。

●介護保険の利用者負担が高額になったとき （高額介護（予防）サービス費）の支給）

同じ月に受けた介護保険サービスの利用者負担（1割、2割または3割）の合計額が、下表の上限額を超えた場合には、超えた分が「高額介護（予防）サービス費」として後から支給されます。

- ・支給を受けるには、市への申請が必要です。該当の方には、市から「介護保険高額介護（予防）サービス費支給申請書」が送られてきますので、その後に申請してください。
- ・同じ世帯にサービス利用者が複数いる場合は、全員の利用者負担を合計します。

利用者負担の上限額（月額）

※令和3年8月から

区 分	上限額 (世帯合計)
・課税所得 690 万円以上の世帯（年収約 1,160 万円以上）	140,100円
・課税所得 380 万円以上 690 万円未満の世帯 （年収約 770 万円以上約 1,160 万円未満）	93,000円
・課税所得 145 万円以上 380 万円未満の世帯 （年収約 383 万円以上約 770 万円未満）	44,400円
・住民税課税世帯（一般世帯）	44,400円
・住民税非課税世帯	24,600円
・【令和7年7月まで】前年の合計所得金額※及び課税年金収入額の合計が80万円以下の人 ・【令和7年8月から（予定）】前年の合計所得金額※及び課税年金収入額の合計が80.9万円以下の人 ・市民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者	15,000円 (個人)

合計所得金額とは、収入金額から「必要経費に相当する金額（＊）」を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です（土地売却等に係る特別控除額がある場合は、合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額を用います。）

＊公的年金等控除額や給与所得控除額、事業収入等（農業など）にかかる必要経費のこと

◎このような費用は対象になりません。

- 福祉用具購入費の利用者負担分
- 住宅改修費の利用者負担分
- 支給限度額を超える利用者負担分
- 居住費（滞在費）・食費・日常生活費

●生計が困難な方への社会福祉法人が提供するサービスの利用者負担軽減 (社会福祉法人等利用者負担軽減制度)

低所得で生計が困難な方および生活保護受給者の方に対しては、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人が、その社会的役割にかんがみ、利用者負担を軽減する制度があります。

- ※ 軽減対象施設を利用している場合に軽減を受けることができます。
- ※ 軽減を受けるには、市へ「社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請書」を提出する必要があります。
- ※ 施設サービスに伴う食費・居住費（滞在費）の軽減を受ける場合、負担限度額認定を受けていることが必要です。

対象者	・生活保護受給者 ・住民税世帯非課税で以下の要件をすべて満たす方のうち、生計が困難であると市が認めた方 ① 年間収入が単身世帯で 150 万円以下であること (世帯員が一人増えるごとに 50 万円を加算した額以下であること) ② 預貯金等の額が単身世帯で 350 万円以下であること (世帯員が一人増えるごとに 100 万円を加算した額以下であること) ③ 世帯で日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと ④ 負担能力のある親族等に扶養されていないこと ⑤ 介護保険料を滞納していないこと	
サービス	訪問介護 夜間対応型訪問介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 通所介護 認知症対応型通所介護	短期入所生活介護 小規模多機能型居宅介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 介護福祉施設サービス
費用	上記介護保険サービスにかかる利用者負担額（介護費）・居住費（滞在費）・食費	

※申請状況の調査のため、申請から決定まで1カ月から1カ月半のお時間をいただきます。

●介護保険と医療保険の自己負担が高額になったとき (高額医療・高額介護合算療養費の支給)

世帯内で1年間(8月1日～翌7月31日)の介護保険と医療保険の自己負担合計額が下表の上限額を超えた場合、申請により、その超えた分が支給されます。

医療と介護の自己負担の合算後の上限額(年額) (平成30年8月～)

所得区分	70歳未満の方が含まれる世帯	70歳以上の方だけの世帯
現役並み所得Ⅲ (標準報酬月額83万円以上、課税所得690万円以上)	212万円	212万円
現役並み所得Ⅱ (標準報酬月額53万円以上 79万円以下、課税所得380万円以上)	141万円	141万円
現役並み所得Ⅰ (標準報酬月額28万円以上 50万円以下、課税所得145万円以上)	67万円	67万円
一般(標準報酬月額26万円以下、課税所得145万円未満)	60万円	56万円
住民税非課税世帯(低所得Ⅱ)	34万円	31万円
住民税非課税世帯(低所得Ⅰ 所得が一定以下)		19万円

第三者行為求償

○第三者行為求償とは？

交通事故など、第三者(他人)の行為による傷病で、介護サービスを受ける状態になった場合、介護保険で一時的に立て替えて、後日、加害者に介護サービス費用を請求する制度です。

第三者行為による交通事故などで、介護保険のサービスを受けるときは、市へ届出が必要です。「第三者行為による傷病届」を提出してください。

なお、本市では交通事故による当該事務を宮崎県国民保険団体連合会に委託しております。

こんな時は対象になりません

- ◆勤務中や、通勤途中での事故(労災)
- ◆不法行為(飲酒運転など)による事故